

公益社団法人壬生町シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

公益社団法人壬生町シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

改正 平成27年3月13日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人壬生町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は日額と月額及び年額とする。
- 3 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員の報酬の額は、次に定める金額の範囲内として、社員総会の決議において決定するものとする。

- (1) 理事長 年額 300,000円
 - (2) 常務理事 月額 190,000円
 - (3) その他の役員 日額 4,000円
- 2 前項の報酬等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者が役員を兼ねるときは、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 第4条第1項に規定する報酬の支給方法については、壬生町職員の例による。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務のために旅行した場合には、その役員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、壬生町職員の旅費に関する条例（昭和43年3月18日壬生町告示第9号）の別表に定める区分中、「3級以上の職務にあ

る

者」の例に準ずる額とする。

- 3 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、請求の
あった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

- 第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の
支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益
財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条
第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。